

長野市行政DX推進ガイドライン策定のための懇話会設置要綱

(設置)

第1 長野市行政DX推進ガイドライン（行政DX（行政のデジタルトランスフォーメーションをいう。）の推進に係る業務の変革及び情報システムの再構築等の指針をいう。以下同じ。）の策定を行う上で専門的な知見を有する者から広く意見を聴取するため、長野市行政DX推進ガイドライン策定のための懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(任務)

第2 懇話会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 長野市行政DX推進ガイドラインの策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3 懇話会は、構成員5人以内で組織する。

2 構成員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 行政経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4 構成員の任期は、令和9年3月31日までとする。

2 構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5 懇話会に座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第6 懇話会は、座長が招集し、座長が会議の議長となる。

(庶務)

第7 懇話会の庶務は、総務部情報システム課が行う。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。